

貸出用タブレット端末 貸出方法等

タブレット	セルラー型 iPad pro 12.9インチ	
台数	5台	
貸出開始時期	令和2年1月から	
項目	定例会中	閉会中
貸出対象	<p>【4台】 交渉会派に各1台貸し出す。</p> <p>【1台】 事務局で保有し、市民ネットワーク、無所属議員に貸し出す。（閉会中と同様）</p>	<p>利用を希望する「組織」及び「議員個人」に貸し出す。</p> <p>■組織（会派、委員会等） 当該組織の代表者からの申請とし、実際の利用者は別でも可。</p> <p>■議員個人 個人からの申請とし、当該個人以外の利用は不可。</p>
貸出期間	定例会中	3日（二泊三日）まで ※これを超える場合は、利用目的等を確認の上判断
貸出フロー	<p>【4台（交渉会派）】</p> <p>①予約 なし</p> <p>②貸出当日 （開会日当日） ICTサポート担当に議会事務局においてタブレット一式を受け渡す。</p> <p>【1台】 閉会中と同様</p>	<p>①予約 電話、口頭（対面）で予約 <予約先>議会事務局調査課 TEL：043-245-5472</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者（組織or個人） ・借用期間 ・受け取りに来る人、受け渡しの日時 <p>②貸出当日 議会事務局においてタブレット一式を受け渡す。</p>
	<p>③返却</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SideBooks、LINEWORKSのログイン情報やインターネットの閲覧履歴等を削除する。 ※貸出時に削除方法の説明資料を添付 ・次の利用者のため充電をしておく。 	
その他	議会の外への持ち出しも可だが、紛失等に十分注意すること。	